

別表第1（第9条関係）

使用期間		内訳（円）			金額（円）
		墓地使用料	墓石使用料	管理料	
使用料 （使用開始日 ～10年まで）	2体まで	150,000	600,000	50,000	800,000
	3体目	75,000	---	25,000	100,000
更新使用料 （10年単位ごと）		150,000	---	50,000	200,000

※上記「使用料」には別途消費税が課税される。

別表第2（第15条第1項関係）

種別	手数料（税込）	
	単位	金額（円）
第13条の規定による書替え	1件につき	800
第14条の規定による再交付	1件につき	800
郵便等による手続きの場合は、係る実費を加算した額とする。		

別表第3（第15条第2項関係）

種別	手数料	
	単位	金額（円）
第15条第2項の規定による銘板	1体につき	10,000

※上記「銘板手数料」には別途消費税が課税される。